平成２２年（フ）第６１９号
愛知県東海市高横須賀町葭山19番地の１　ハイツよし山101号
債務者　成田　知希
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６８号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘Ｔ５棟106号
債務者　小川　榮美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８２号
名古屋市緑区黒沢台５丁目1309番地の２ザ・グリーンスクエア107号、住民票上の住所愛知県一宮市萩原町串作字天井301番地市営天井住宅123号
債務者　岩田　真和
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
北海道小樽市新富町14番９号　谷内アパート１Ｆ右、前住所北海道小樽市若竹町３番３号
債務者　高見まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５７号
北海道小樽市緑１丁目21番４号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目９番10号
債務者　本間あつよ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４１０号
仙台市宮城野区銀杏町33番３号
債務者　相澤　功二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
仙台市宮城野区銀杏町33番３号
債務者　相澤千代子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
宮城県石巻市大街道南２丁目12番18号
債務者　小山　達也（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
金沢市藤江北１丁目505番地　マーベラスＦⅡ105号室
債務者　伊藤　裕行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６５号
石川県かほく市大崎潮見台17番地
債務者　松本　圭司
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３０号
山梨県笛吹市石和町唐柏732番地１アベニールＹＫＲ
債務者　山下富美江
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
長野県松本市大字島内895番地11　市営住宅Ｆ―206号
債務者　伊藤　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５４号
長野県松本市大字島内895番地11　市営住宅Ｆ―206号
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１８６号
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地528
債務者　川部　房代
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３４号
広島市西区高須３丁目３番６―604号
債務者　沖　　千歳
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７６号
広島市東区戸坂出江２丁目６番１―407号戸坂第三アパート
債務者　松岡真由美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２０号
広島市南区西本浦町３番12―201号石谷アパート
債務者　山岡　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部